

2021年度の独立行政法人等における温室効果ガスの排出 の削減等のための計画の策定状況等について

2023年6月
環境省

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(1/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
内閣府	独立行政法人	国立公文書館	×	2022年度中に計画を策定予定	0	×	旧計画の策定当時は、現在の政府実行計画が策定されていなかったため。
内閣府	独立行政法人	北方領土問題対策協会	△	民間の賃貸ビルに入居しておりかつ事業所が小規模であることから、削減可能幅が少ないため、基準年度の温室効果ガス総排出量を超過しないよう目標を定めている。ただし、実績としては政府実行計画で定められた目標に近い削減率(約47%)を達成している。	―	×	民間の賃貸ビルに入居していることから、設置が困難であるため。
内閣府	独立行政法人	日本医療研究開発機構	△	条例に基づき独自計画を策定しているため。	―	×	民間の賃貸ビルに入居しており設置が困難であるため。
内閣府	特殊法人(特殊会社含む)	沖縄振興開発金融公庫	×	2023年度以降に、全施設を対象とした計画を策定予定	20	×	2023年度以降に、全施設を対象とした計画を策定予定のため
内閣府	特殊法人(特殊会社含む)	沖縄科学技術大学院大学学園	×	平成29年度に全施設を対象に平成32年度までの計画を策定したが、平成33年度以降は未策定であった。令和4年の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」に基づき、今年度以降の計画については策定中である。	0	△	2023年度以降、政府実行計画に基づいた目標値を目指す
消費者庁	独立行政法人	国民生活センター	△	2020年2月に策定した計画は、平成28年5月13日閣議決定の政府実行計画を基にしているため。研修・宿泊施設においてはインフラの老朽化が進む中、また一部事務所では民間再開発地区内にあることから、現時点で施設更新整備計画が明確化しておらず、更なる排出抑制対応には困難な状況にあるため。	0	×	2020年2月に策定した計画は、平成28年5月13日閣議決定の政府実行計画を基にしているため。
総務省	独立行政法人	情報通信研究機構	×	2022年度中に計画を策定予定	275.05	×	2022年度中に計画を策定予定
総務省	独立行政法人	統計センター	○		0	×	統計センターは建物の管理主体ではないため、個別の目標を作成することができない。
総務省	独立行政法人	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	△	当機構は2015年度に現所在地へ移転しており、2013年度当時の入居ビルと現在の入居ビルとで設備や延床面積等が異なることから、移転後の2016年度を基準として、目標年度の平均値が基準年度の数値以下となるように定めたもの。	0	×	民間所有のビルに入居しているため。
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本電信電話株式会社	○		210	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目標として設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	東日本電信電話株式会社	○		870	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目標として設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	西日本電信電話株式会社	○		581.1	×	NTTグループとして、2040年度カーボンニュートラルを目標として設定し、IOWNの導入や再生可能エネルギーの利用拡大・省エネ等の対策により、実現に向けた取組を進めることとしている
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本放送協会	△	2030年度までに温室効果ガス総排出量50%削減の目標については現在検討中	2685	×	既存建物において太陽光発電設備の設置可能な場所については太陽光発電設備の導入が既に済んでいる。放送局の建替え時にも太陽光発電設備を設置している。
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本郵政株式会社	○		3.84	×	施設数が少なく今後の新設予定もないことから、費用対効果を考慮し、その他の方法で効率的に温室効果ガスの削減を推進することとしている
総務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本郵便株式会社	○		302.364	×	実証実験等により費用対効果を検証しながら、今後の導入拡大について検討等していく予定
法務省	その他の法人	日本司法支援センター	△	現行の計画では、具体的な削減目標等を設定していないため。	―	×	事務所物件全てが賃貸物件であり、日本司法支援センターの計画に基づき整備等ができるものではないため。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(2/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「ー」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「ー」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
外務省	独立行政法人	国際協力機構	×	旧計画の目標は、省エネ法の特定事業者の努力義務である「中長期的に年平均1%削減」を目安として設定している。新計画は、政府実行計画の目標値に準ずる方向で現在作成している。	3750	×	旧計画は省エネ法を準拠した内容としており、また、策定当時は現在の政府実行計画が策定されていなかったため。施設や予算の制約上、導入促進に時間を要しているが、その他省エネ機器導入等の温室効果ガス削減の促進を実施しつつ、徐々に太陽光発電の導入を進めている状況。現在作成中の新計画にて政府実行計画の目標値に準ずる方向で、設定予定。
外務省	独立行政法人	国際交流基金	×	当法人の計画策定が政府実行計画よりも以前に行われたため。	0	×	立地による制約(賃貸物件・借地)があり、導入が困難であるため。
財務省	独立行政法人	酒類総合研究所	×	現行計画は、既に目標年度を過ぎているものであり、政府実行計画に準じた内容となっていない。今後、政府実行計画に準じた目標値を設定予定である。	0	×	現時点では、太陽光発電の導入についての個別目標を設定できていないが、今後、政府実行計画に準じた個別目標を設定する予定である。
財務省	独立行政法人	造幣局(本局)	△	目標である削減率については大阪府の温暖化対策指針に基づき、目標年度に基準年度から3%以上の排出削減を行うことを目標設定の目安とされているため、対基準年度削減率を3%と設定した。	120	×	造幣局本局において、設置可能な建築物(敷地を含む。)に太陽光発電設備を設置済みである(直近で平成24年度に設置。)。現時点で、太陽光発電設備の設置に適した建築物(敷地を含む。)は他にないため、今後、状況に応じて対応する。
財務省	独立行政法人	造幣局(さいたま支局)	△	本局の削減計画と同様に、目標年度の排出量を基準年度に対し3%削減としている。	0	×	造幣局さいたま支局において、現時点で太陽光発電設備の設置に適した建築物(敷地を含む。)はないため、今後、状況に応じて対応する。
財務省	独立行政法人	造幣局(広島支局)	△	目標である削減率については、広島市事業活動環境配慮制度計画書作成等の手引きに基づき、省エネ法の判断基準において、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%低減することを努力目標としていることから、この考え方に準拠し、3年間の計画期間において、温室効果ガスみなし排出量を平均で2%(△1%+△2%+△3%)/3削減することとした。	37.62	×	造幣局広島支局において、設置可能な建築物(敷地を含む。)に太陽光発電設備を設置済みである(直近で平成25年度に設置。)。現時点で、太陽光発電設備の設置に適した建築物(敷地を含む。)は他にないため、今後、状況に応じて対応する。
財務省	独立行政法人	国立印刷局	△	2030年度目標及び計画を検討しているところである。	260	×	太陽光発電を取り巻く市場動向等を適切に把握するなどし、拡大に向けた検討を進める。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本政策金融公庫	×	2023年度以降に政府実行計画の目標値に準じた内容で計画策定予定。	ー	×	店舗の新築計画について当面の実現性がないため。既存店舗についても小規模建物であり費用対効果が乏しいため。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本政策投資銀行	×	2023年度以降に、一部の施設を対象とした計画を策定予定	ー	×	一部の建物で区分所有や賃借物件であるため、契約等に制限があることもあり、計画設定が難しいこと等から、策定が完了していなかったため。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	△	2020年に事務所統合のうえ移転したことから、同一環境で対比可能な直近の数値を基準としたもの。	ー	×	賃貸物件への入居であり弊社判断による導入が出来ないため
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社国際協力銀行	△	東京都条例による地球温暖化対策計画書に記載している数値を目標としているため。また、別途ESGポリシーを策定・公表し、2030年までの自らの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの達成を追求することとしている。	0	×	本店ビルの最上階は他社社所有であり、その一部はチャペルとして利用されているため、屋上へのパネル設置による遮光はできないうえ、屋上は他社と共同保有であり、本行の一存では利用方法を判断できないため。
財務省	特殊法人(特殊会社含む)	日本たばこ産業株式会社	△	JTグループ環境計画2030では、より省エネや温室効果ガスの削減が進んだ2019年を基準年とし、2030年までにScope1,2の温室効果ガス排出量を47%削減することを目標としており、政府実行計画に批准する目標と言えると思料	0	×	JTグループ環境計画2030においては、温暖化対策に係る具体的な施策毎の目標値設定はしていないものの、政府実行計画の目標値達成に資する再生可能エネルギー導入およびGHG削減の目標設定であると考えられるため。

※一部法人では、法人全体ではなく本局、支局ごとなどで個別に計画を策定している場合がある。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(3/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況		太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由		○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
文部科学省	独立行政法人	国立特別支援教育総合研究所	×	2023年度以降に新たな計画を策定予定	0	×	今後、計画の見直しを行う予定のため
文部科学省	独立行政法人	大学入試センター	△	温室効果ガス総排出量を前年度比1%削減することを目標とし、基準年度を目標年度の前年度にしているため。	0	○	―
文部科学省	独立行政法人	国立青少年教育振興機構	×	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)を目標値としているため。	72	×	設置可能な場所について未検討のため。 敷地については借地であることから設置に交渉を要するため、現状では困難。建築物については所有しているが構造上架設が可能であるか調査を要するため、現在調査検討中。
文部科学省	独立行政法人	国立女性教育会館	×	2023年度以降に、一部の施設を対象とした計画を策定予定	―	×	太陽光発電設備については設置場所がないため計画を策定するのが困難な状況である。
文部科学省	独立行政法人	国立科学博物館	×	2023年度以降に、全施設を対象とした計画を策定予定	50	×	設置場所の確保が困難であるため
文部科学省	独立行政法人	物質・材料研究機構	△	省エネ法の努力目標 年平均1%削減を参考にしている	―	×	設置場所の確保が困難であるため
文部科学省	独立行政法人	防災科学技術研究所	×	2020年度までの旧計画の目標値のため。政府実行計画等に準じ、実情に応じた新たな計画を策定予定。	30	×	計画の作成、検討中のため
文部科学省	独立行政法人	量子科学技術研究開発機構	△	温室効果ガス排出量の削減目標ではなく、エネルギー消費原単価での削減目標を設定し、省エネを推進している。	50.3	×	政府実行計画に準じた計画策定については検討中の為
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(東京国立近代美術館(本館、分室、国立工芸館))	△	現行の計画が最新の政府実行計画の内容に準拠していないため(令和5年4月1日付で更新済み)。	0	×	現行の計画が最新の政府実行計画の内容に準拠していないため(令和5年4月1日付で更新済み)。
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(京都国立近代美術館)	△	昨年度と同じ目標を設定しているが、今回の政府実行計画に基づき、見直しを図る。	0	×	景観配慮や建物の意匠を考慮して、導入を検討する必要があるため、現時点では、導入に関する目標は未設定である。
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(国立映画アーカイブ(京橋本館、相模原分館))	△	策定時直近の排出量を反映するため策定前年度の2019年度を基準年度とした。また、当館からの温室効果ガス排出は99.9%が電気使用に伴うものであり、収蔵庫・展示室など作品保全のため空調の排出量が多いことから大幅な削減は難しいと考え、政府が当時設定していた「2016年度から開始し、中間目標として2013年度比2020年度までに10%」より緩やかな目標設定を行った。	11	○	―
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(国立西洋美術館)	△	政府実行計画の目標値とは異なる目標値に準じているため(東京都環境確保条例に基づく総量削減義務)	―	×	施設上、太陽光発電設備を設置することが出来かねるため。
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(国立国際美術館)	△	現行の計画が最新の政府実行計画の内容に準拠していないため(更新予定)。	0	×	実現可能性について検討中のため。
文部科学省	独立行政法人	国立美術館(国立新美術館)	△	東京都条例による地球温暖化対策計画書を作成している。	0	×	発電設備の技術動向・事例及び導入に要する費用・予算額を勘案しながら、今後検討する。
文部科学省	独立行政法人	国立文化財機構	△	計画策定中の為	120	×	計画策定中の為
文部科学省	独立行政法人	教職員支援機構	△	当機構の前身である「独立行政法人教員研修センター」が設立された2001年度を基準とすると、2013年度には31%削減しており、2030年度には更に26%削減を目標値としているところであり、更なる排出抑制は困難な状況にあるが、次年度以降に、新たな計画策定に向けて検討することとしているため。	0	×	次年度以降に、新たな計画策定に向けて検討することとしているため。
文部科学省	独立行政法人	科学技術振興機構	△	機構本部(川口、東京)の建物は区分所有であることから、法人独自の温室効果ガス排出量の算出、ならびに効果的な削減目標を立てることが困難である。なお、機構が保有する施設(未来館)については政府実行計画に準じた目標を策定している。	0	△	未来館において、太陽光発電設備の導入に関する目標は策定済みで、併せてその目標値を検討中のため。
文部科学省	独立行政法人	日本学術振興会	△	本会はテナントとしてビルに入居しており、電気の供給を受ける契約を自ら行うことができない。また自動車を保有していない。そのため、本会が排出する温室効果ガスの排出量を算出すること、及び効果的な削減を行うことが困難であるが、こまめな節電やコピー使用量を減らすなどで温室効果ガス削減に努めている。	―	×	本会はテナントとしてビルに入居しており、太陽光発電設備を独自に設置することができない。
文部科学省	独立行政法人	理化学研究所	△	政府実行計画の目標を満たすよう、新たな計画の策定に向け検討する。	513.8	×	政府実行計画の目標を満たすよう、新たな計画の策定に向け検討する。
文部科学省	独立行政法人	宇宙航空研究開発機構	△	政府実行計画への準拠については今後の検討としているため。	0	×	今後の検討課題であり、現状未着手のため
文部科学省	独立行政法人	日本スポーツ振興センター	△	2024年度までは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づく「地球温暖化対策報告書」制度の目標値として採用している。	0	×	数値を含めた具体的な目標を検討している段階のため

※一部法人では、法人全体ではなく本局、支局ごとなどで個別に計画を策定している場合がある。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(4/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
文部科学省	独立行政法人	日本芸術文化振興会(国立劇場(国立演芸場含む)、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ)	△	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」において、「独立行政法人等における計画策定等に関する取組」について規定される前に策定された計画のため(更新予定)。	0	×	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」において、「独立行政法人等における計画策定等に関する取組」について規定される前に策定された計画のため(更新予定)。
文部科学省	独立行政法人	日本芸術文化振興会(公益財団法人 新国立劇場運営財団)	△	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」において、「独立行政法人等における計画策定等に関する取組」について規定される前に策定された計画のため(更新予定)。	0	×	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」において、「独立行政法人等における計画策定等に関する取組」について規定される前に策定された計画のため(更新予定)。
文部科学省	独立行政法人	日本学生支援機構	△	2013年度を基準として、2030年度までに40%削減するという目標を2020年度に達成しているため、2021年8月の改正で、前年度より削減することを目標とした。	108	×	令和4年5月27日の政府実行計画の実施要領に基づき、見直しを検討する。最新の実行計画が令和3年10月22日に閣議決定されたため、現時点において検討中である。
文部科学省	独立行政法人	海洋研究開発機構	△	平成28年5月13日付で閣議決定された政府実行計画に準拠しているため。	0	×	
文部科学省	独立行政法人	国立高等専門学校機構	△	現行の目標では、「排出量を把握し、削減に努める」としており、温室効果ガス削減に努めている。具体的な数値目標の設定については、検討中である。	1897	×	今後計画の策定を検討中。
文部科学省	独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構	△	特定年度のみ実施する事業があり人員の増減が激しい。小規模な組織である当機構においては、人員の増減が温室効果ガス総排出量にも大きく影響する。そのため当機構の業務の特性上、政府実行計画の目標削減率を達成することが困難なため、独自の目標削減率を設定した。	20	×	導入済みのため。
文部科学省	独立行政法人	日本原子力研究開発機構	△	機構の温室効果ガス排出量の内訳として、エネルギー起源(電気及び化石燃料)のものが95%以上を占めており、エネルギーの削減が温室効果ガスの削減に直結することから、温室効果ガスの削減目標として、エネルギー消費原単位の削減を同等と見做して評価を実施している。	162.64	×	計画の作成、検討中のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北海道大学	×	現在、新たに温室効果ガス排出量の目標は策定中(2025年度)までに数値目標を設定・公表する。	40	×	本学では、温室効果ガスの排出量削減に努めるべく、「国立大学法人北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画2022」を策定し、温室効果ガスの原単位当たりの排出量を、基準年を2013年度とし、2030年度までに50%削減することを目標としておりますが、厳しい財政状況もあって、最少の経費で最大の効果が発揮される措置について検討中の為、現在のところ、太陽光発電設備の設置については具体的な数値目標を定めておりません。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北海道教育大学	○	―	0	×	本学では、温室効果ガスの排出量削減に努めるべく、「国立大学法人北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画2022」を策定し、温室効果ガスの原単位当たりの排出量を、基準年を2013年度とし、2030年度までに50%削減することを目標としておりますが、厳しい財政状況もあって、最少の経費で最大の効果が発揮される措置について検討中の為、現在のところ、太陽光発電設備の設置については具体的な数値目標を定めておりません。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(5/13)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況		太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」		太陽光発電導入目標策定状況	
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人室蘭工業大学	×	(策定予定がない理由) 本学のCO2発生は、エネルギー消費のみ起因しているため、エネルギー消費削減対策をもって、CO2の削減を図ることとしている。	20		×	太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの長期的な設置計画を策定していないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人旭川医科大学	△	インフラ設備を含む施設整備中長期計画が今年度内に改訂予定のため、現時点で施設整備計画が明確化しておらず、温室効果ガス削減計画を策定できないため。	30		×	太陽光発電等の再生エネルギー設備導入を含む本学の温室効果ガス削減計画の策定が2023年度に予定しているため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人弘前大学	△	R3政府計画改定の際に既に策定されていた計画であるため	216		×	R3政府計画改定の際に既に実施されている計画であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人岩手大学	△	2021年度から2030年度の10年間で50%削減とした場合、1年目の2021年度の目標値は5%の削減と考えられるが、「2030年に2013年度比50%に向け毎年5%づつの累進削減する」との目標の設定について学内コンセンサスが得られていないことから。	133		×	太陽光発電施設の設置については、2014年度まで活動目標としていたが、設置可能な建築物への太陽光発電施設設置が終了したことから。また、2015年度以降は新築建築物に設置している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東北大学	△	・2022年3月31日時点の目標により本調査の回答を作成していたため。 ・本学の実施計画は2008年度に策定後、3年毎に環境目標・環境活動計画を見直ししており、2022年3月31日時点においては、2019年度に見直した「CO2排出量の削減(2019年度から2021年度まで二酸化炭素排出量を原単位で毎年2%削減)」を目標としていた。 ・2021年7月に「東北大学Green Goals Initiative」を宣言し、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2040年度までに実質ゼロを目指す。」を新たな目標として掲げた。これを受け、2022年度に見直した環境目標・環境活動計画では、従来の数値目標に+2%の上積みを行い、「毎年度4%削減」として、2022年度より活動を開始している。	113		×	現在、目標の具体的内容等を検討しており、令和5年度中に目標を定める予定
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宮城教育大学	△	本学の実施計画では2004年度を基準とし、2008年度は2004年度より、2009年度からは前年度より削減することを目標としているため。	100		×	2023年度中に政府実行計画に準じた目標を定める予定である
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人秋田大学	△	計画に盛り込む対策の予算等の確保が困難なため。	30		×	多雪区域により削減効果が見込めないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山形大学	○	―	165		×	政府行動計画策定時に既定済みだった本学の計画においては、地域の気象特性、設置条件等により太陽光設備導入については計画していないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福島大学	△	現在の目標値について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、エネルギー消費原単位対前年度比1%減を目標値としているため。	72		×	現行計画には導入に関する目標が無いため、現在、政府実行計画に準じた計画に見直しを行っている。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人茨城大学	×	計画の目標年度が2020年度(2021年10月の閣議決定前)であるため	217		△	計画の目標年度が2020年度(2021年10月の閣議決定前)であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人筑波大学	×	2021年度までの旧計画の目標値のため。現在、政府実行計画に準じた新たな計画を策定予定。	1131		△	新たな計画の策定を予定しており、今後太陽光発電設備のPPA等の導入についても併せて検討する。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人筑波技術大学	×	本学の最も新しい計画は、現行の政府実行計画を定める以前のものであるため。ただし、本学の計画の更新の際には、政府実行計画に準じた内容とする。	40		△	本学の最も新しい計画は、現行の政府実行計画を定める以前のものであるため。ただし、本学の計画の更新の際には、政府実行計画に準じた内容とする。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宇都宮大学	△	計画は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を準拠するための内容のため。	192		×	計画は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を準拠するための内容のため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人群馬大学	×	新計画が未策定のため	288		△	新計画が未策定のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人埼玉大学	△	埼玉県より提示された削減目標としているため	188		×	導入計画を策定中であり、目標が定まっていないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人千葉大学	△	省エネ法に基づき前年度比での目標設定としているため。 政府基準年度の2013年度86.60kgCO2/㎡と比較すると、15.7%の削減を達成できている。	178		×	目標策定中につき未定のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京大学	○	―	0		×	2023年度・2024年度に太陽光発電設備導入を計画しているが、既存建物の設置条件・発電効率の条件に問題があるため長期計画の立案は今年度以降に作成する。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(6/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「ー」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「ー」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京医科歯科大学	△	現状は、東京都に対して提出している地球温暖化対策計画書においての目標のみであり、独自の目標は検討中であるため	40	×	現在は目標設定していない
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京外国語大学	○	ー	60	○	設置可能な建築物の設置可能面積を元に目標を設定している
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京学芸大学	△	東京都の環境確保条例で定められている削減率を目標としているため	105	×	学内の予算を考慮すると、継続的に導入することが困難なため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京農工大学	△	東京都環境確保条例に基づく目標値に合わせているため。	892.8	○	ー
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京芸術大学	○	ー	65	×	Co2排出量削減目標の達成方策と絡め、太陽光発電設備の導入可能性・実効性について詳細検討中であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京工業大学	△	現実的な数値として、東京都環境確保条例「温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度」を当面の削減目標としている。	1546	○	ー
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東京海洋大学	△	温室効果ガス排出目標を策定中であるため	110	×	カーボンニュートラル対応と合せ設置目標を計画中である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人お茶の水女子大学	△	計画策定に向けて学内で検討中のため	60	×	計画策定に向けて学内で検討中のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人電気通信大学	△	東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に従って計画値を定めているため。	86	○	ー
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人一橋大学	△	国立大学法人の中期目標期間にあわせて目標を設定しているため。 (目標年度である2027年度は第4期中期目標期間の最終年度である。)	44	×	どのような目標を設定するか検討中であるため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人横浜国立大学	△	本学では環境省報告データを基に2005年度を基準にCO2削減計画を策定していたため。	0	×	省エネ機器更新に積極的に予算を回しているため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人新潟大学	△	省エネ法に基づき、大学全体の直近5年度間平均エネルギー使用量の年1%以上の削減を目標設定しているため。	100	×	太陽光発電設備が設置可能な建築物について検討中のため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人長岡技術科学大学	△	旧計画では「対前年比1%削減」を目標としていたため。	40	×	現在検討中であり、令和5年度中に策定予定
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人上越教育大学	△	2022年度に新たな計画を策定済みである。	35	×	多雪地域であるため設置方法等に課題がある。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人富山大学	△	計画策定時(2021年3月)には、政府実行計画の目標値が示されておらず、昨年度(2021年度)政府実行計画に準じた改訂作業を進め、今年度(2022年4月)改訂したため。	40	△	目標設定時には政府実行計画の目標値が示されていないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人金沢大学	○		210	△	導入発電容量の目標は設定しているが導入率の目標は現在設定していないため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福井大学	△	政府実行計画の策定前に本計画を策定したため	30	×	本学では、太陽光発電の設置可能場所として計画・検討された場所については、すべて設置を完了している。なお、今後、新たに設置可能な場所が出た場合には、積極的に設置を検討していく予定である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山梨大学	△	50%達成させる為に必要な多額な資金が、用意できないため。	70	×	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置する費用が用意できない。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人信州大学	△	現在実行中の削減計画が、現行の政府実行計画が閣議決定される以前の2020年度に策定されたため。 なお、削減計画が2023年度までを対象としているため、2024年度以降の目標では政府実行計画に準じた計画を策定することを検討している。	483	×	現在実行中の温暖化防止に関する計画が、現行の政府実行計画が閣議決定される以前の、2020年度に策定されたため。なお、実行中の温暖化防止計画の対象期間が2023年度までであるため、2024年度以降の計画では、政府実行計画に準じた温暖化防止計画を策定することを検討している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人静岡大学	×	2022年度中に、全施設を対象とした計画を策定予定	415	×	令和5年3月に「グリーンキャンパス構築指針・行動計画2022-2027」を策定し、国に準じた削減目標を設定した。目標達成のために太陽光発電設備を設置することとしているが、実行するための具体的なロードマップ等を検討中である。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(7/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人浜松医科大学	△	病院施設の使用エネルギーを起源とする温室効果ガス排出が7割を占め、2030年までに50%削減するのは現実的でないため温対法上の削減基準を採用した。	160	×	現在、大学において目標設定について検討中のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人東海国立大学機構	○	―	341.7	×	今後検討予定
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人愛知教育大学	○	―	157	×	太陽光発電設備の導入について検討中のため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人名古屋工業大学	△	政府実行計画の目標値に準じた内容を反映できていないため	71.84	×	太陽光発電設備の設置可能な建物には設置が済みであり未設置の建物屋上には空調室外機が設置されていたり構造耐力上で不可となっている。敷地も現状の空き地には将来建築物の予定があり、太陽光発電設備が設置できるスペースが存在しない。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人豊橋技術科学大学	△	県民の生活環境に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)に基づき3年毎に温室効果ガスの排出抑制に関する計画書を作成している。削減率は、省エネ法の中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目標としているため、3年間で3%としている。	0	×	建物構造的に太陽光パネルが設置できるか調査を行うことを計画している。また、ソーラーカーポートについては設置の計画を進めているが、策定に至っていない。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人三重大学	△	これまでは省エネ法に基づく前年度比での目標としていたが、政府実行計画に準ずるため、2013年度を基準として温室効果ガスの総排出量を2030年度までに51%以上削減することを第4期中期目標期間中の計画として定める「三重大学カーボンニュートラルに向けた取組計画」を現在策定中。なお、2021年度に作成した「三重大学カーボンニュートラルロードマップ」では52%の削減目標としている。	237	○	―
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人滋賀大学	×	旧計画の策定が現政府実行計画の策定前であったため。今後、政府実行計画に準じた目標を策定予定。	80	×	本学の施設整備計画では導入することとしているが、限られた財源のため具体的な数値目標を策定することが出来ない。目標設定については、今後導入手法も含めた検討が必要である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人滋賀医科大学	△	現時点では具体的な目標値は設定していないが、大学内で協議の上、次年度以降に目標値を設定する予定である。その場合においても、本学の大半は病院施設であり、地域の先進医療を担っているため、その性質上政府実行計画の目標値を達成することは不可能であると考える。	60	×	太陽光設備の設置に向けて、予算の確保や設置場所等を現在検討中である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都大学	△	政府実行計画の目標値を達成するための学内体制の整備や実施計画が具体化されていないため。	1071	×	太陽光発電設備の設置及びその管理の体制を検討しているところ。本学では施設整備の長寿命化対策の一環として、省エネルギー対策を目的とした経費を学長裁量経費より措置した戦略的省エネルギー対策経費として今年度は6,000千円が配分・確保している。その経費はLED照明器具への更新や高効率空調設備の更新を進め、大学及び附属学校園を含めた大学全体のエネルギー経費の削減に努めながら、太陽光発電設備への維持管理・修繕にも活用している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都教育大学	△	政府実行計画以前に本大学としての目標値を設定していたため。	112	×	太陽光発電設備については、平成11年より段階的に設置を行い、現在は発電設備が設置可能な建築物の約20%にまで達し、平成30年には太陽光パネルの清掃やパワーコンディショナーの交換や定期的なメンテナンスを実施しながら、2030年を目標に約50%以上の太陽光発電設備の設置に努めている。将来の本学の限られた財政状況を見通しつつ、安全性を最優先した既存の太陽光発電設備の機器の維持管理・修繕を行っている。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(8/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人京都工芸繊維大学	△	令和2年度より電力供給会社を変更したため、排出係数が高くなり、原単位当たりの温室効果ガス排出量が増加した。	196	×	具体的目標は未記載のため、策定中
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大阪大学	○	―	860	△	予算の確保が困難であるため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大阪教育大学	△	本学では大阪市が定める温暖化防止条例に即した計画を策定しているため。 また、本学の主要キャンパスである柏原キャンパスが再整備途中であるため政府目標に準拠していない。	280	×	政府実行計画の目標値に準じた本学の目標を策定中である。太陽光発電設備の導入に関する目標策定は令和4年度中を予定している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人兵庫教育大学	×	旧計画の目標年度は過ぎているが、新たな計画がまだ策定されていないため	60	×	太陽光発電設備導入に係る予算確保の目的が立っていないため、目標を定めていない。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人神戸大学	○	―	241.99	×	国が進める温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指すカーボンニュートラル社会の実現に寄与することを目的として、カーボンニュートラル推進本部で検討をすすめているため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人和歌山大学	△	新たな計画を策定中のため。	257	×	設置可能建築物の50%以上に、すでに太陽光発電設備を実装しているため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鳥取大学	×	鳥取大学カーボンニュートラル宣言(2022年6月宣言)において、大学として2030年度までに60%削減することを目標とし、政府実行計画目標は満たしているが、そのための実行計画は今年度改訂予定であるため。	30	×	現行実施計画(2010年度)策定時には、太陽光発電は割高だったため、目標を立てなかった。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人島根大学	△	現在、設定目標の検討中のため。	0	×	設置できる建物の検討を行ったが、CO2削減効果及び費用対効果が期待できないため、設置については保留中。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人岡山大学	○	―	80	△	現在、設置可能な建築物及び敷地を調査・検討している状況であることから、現時点では政府実行計画に準じた目標設定を行っておりません。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人広島大学	△	省エネ法に基づき前年度比での目標設定(年1%)としているため。	120	○	―
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人山口大学	△	当組織内への普及の際、国内各分野で目標が違うことによる不信感を出さないこと、共通認識を植え付ける意味で、パリ協定に準じた日本政府の目標である46%削減を掲げることとしている。	659	×	予算措置が難しいため、現状では努力目標として設定している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人徳島大学	△	21年度政府実行計画発表前の目標値であるため。本学では'22年度に今期計画を終えるが、計画途中で目標値を変更する事は不可能なため、次期計画より反映の検討を行う予定である。	90	×	設置可能な建物が少ないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鳴門教育大学	△	国立大学法人鳴門教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画により、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入するとともに、2013年度を基準として国立大学法人鳴門教育大学の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスを2030年度までに46%削減することを目標としているため。また、中間目標として2023年度までに25%削減することを目標としている。	70	×	現時点で予算確保が困難なため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人香川大学	△	本学の地球温暖化対策に関する計画は令和元年度に改正され、5年間(2023年度末まで)の計画となっている。改正段階では、政府実行計画が策定されておらず、計画に準じた内容にできなかったため。	210	×	本学の地球温暖化対策に関する計画は令和元年度に改正され、5年間(2023年度末まで)の計画となっている。改正段階では、政府実行計画が策定されておらず、計画に準じた内容にできなかったため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人愛媛大学	△	現在、検討中であるため。	63	×	現在、検討中であるため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人高知大学	△	本学は現在、2013年度基準で約60%の温室効果ガスが削減されているため、年間1%以上削減された場合2030年度時点で50%削減が達成される。	135	×	現在、検討を進めている。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人福岡教育大学	×	また本計画では、2030年度時点でベンチマーク指標0.555以下を目標としている。 2023年度以降に、全施設を対象とした計画を策定予定	190	○	―

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(9/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況		太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「一」	太陽光発電導入目標策定状況	
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由		○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「-」は未回答)
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人九州大学	×	東日本大震災後に電力会社のCO2排出換算係数が上昇したため、2013年度以降はエネルギー削減効果を計る指標として原油換算原単位(L/㎡)を採用することとしたため。	570	×	2013年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減の目標を達成すべく、2023年度にカーボンニュートラル宣言を行う予定としている。政府実行計画の個別対策に関する目標のうち、太陽光発電設備の導入に関する目標は「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」と定められていますが、九州大学では太陽光発電設備の導入は、温室効果ガス総排出量50%削減の1つの手法としており、特に個別に数値目標を定めず、学内の予算状況を踏まえながら導入を図ることとしている。なお、建築物及び敷地において、太陽光発電設備の設置可能な場所及び面積調査を、2024年度以降に予定している。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人九州工業大学	△	本学では従前よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づきエネルギー使用量の抑制に努め、前年度より1%以上削減することを目標として取り組んでいるため。	235	×	太陽光発電設備の導入に関する目標が本学の計画内に定められていないため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人佐賀大学	△	パリ協定以前に設定された中期目標(20162021)を元に目標設定しているため。	261.8	×	太陽光発電設備の導入に関しては、今後のキャンパスマスタープランや財源等を考慮し、目標の設定を検討中である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人長崎大学	○	—	112	×	政府実行計画の目標値を参考として、目標策定中であるため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人熊本大学	△	国立大学法人熊本大学省エネルギー中長期計画(R1.7.23改正)において、年平均1%(延床面積原単位)以上二酸化炭素排出量を削減する。(エネルギー使用量に応じて削減されるもの)と定めており、政府実行計画に準じた目標は検討中であるため。	198	×	温室効果ガス排出削減計画(太陽光発電設備の導入目標を含む)を2022年度に策定することとしていたため。(現在は、政府実行計画に準じた目標で策定済)
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人大分大学	○	—	130	×	現時点で設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置済みのため。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人宮崎大学	○	—	0	○	—
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鹿児島大学	○	—	208	○	—
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人鹿屋体育大学	△	本学では、近年、屋内体育施設的环境改善の為のエアコン設置、平日の夜間や休日等に行われる教育研究以外の地域開放(NIFSスポーツクラブ等)を拡大するなどの影響からエネルギーが増加傾向にあるため、実現の可能性のある目標とした。	44	×	整備費用等を含め、検討中である。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人琉球大学	△	文部科学省「温室効果ガスの排出の削減等計画」及び他機関の取組などを参考に計画策定を検討中。	188.5	×	文部科学省「温室効果ガスの排出の削減等計画」及び他機関の取組などを参考に計画策定を検討中。
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人政策研究大学院大学	×	(策定予定がない理由) 従来計画に係る目標年度を過ぎているものの、2022年4月より開始した本学の第4期中期計画においても、地球温暖化対策であるエネルギー消費量について、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に沿い、20162020年度の5年間平均と比較し、第4期中期目標期間中に平均5%削減する旨を定めており、CO2排出抑制の取り組みは引き続き実施しているため。 本学は、神奈川県葉山町に所在する1キャンパス(2022年度学生現員20名)のみを保有する小規模大学であるため、多くの施設設備を有する他の大学と比べると、CO2削減対策の効果(スケールメリット)が顕れにくい点、また、教育研究活動への配慮の観点をも踏まえ、現在の目標値を設定しているところ。 なお、2022年度の電気・ガスの使用量実績が確定した後、過去年度からの使用実績・CO2削減量の推移や、今後予定するCO2対策を目的とする施設設備の改修等整備による削減効果等を検証し、削減目標値の見直しについて学内で検討を行う予定である。	0	×	建築物及び周辺環境からも、設置場所等の確保が難しいため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人総合研究大学院大学	△		110	×	本学では主要となる建物4棟のうち、政府実行計画以前に、既に3棟の屋根に太陽光発電設備を設置し50%以上の設置率であることから、導入目標については無しとして回答をしました。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(10/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「ー」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「ー」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	△	石川県条例に基づき計画を策定したため	0	×	太陽光発電設備を設置する場所が、構内敷地内及び建物屋上に無いため
文部科学省	国立大学法人	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	×	(策定予定がない理由) 文部科学省の温暖化対策計画において本学は該当していないため、省エネ法に基づく対策をしていれば良いと判断している。なお、自助努力の範囲を超えており、本省の事務・事業対象、策定の通知、及び予算確保の見込みが確定すれば策定する。	200	×	中期目標・中期計画の内容で運用しており、太陽光発電については木を伐採してまで設置するに値するものではないし、投資に見合う回収が見込めないため自助努力での整備は行わない。
文部科学省	国立大学法人	奈良教育大学	×	2009年度以降、計画を見直していないため。	0	×	2009年度以降、計画を見直していないため。
文部科学省	国立大学法人	奈良女子大学	△	2009年度に策定した計画について、政府実行計画に沿った見直しを行っていないため	0	×	費用面
文部科学省	国立大学法人	小樽商科大学	△	小樽商科大学環境マネジメントマニュアルを策定し、平成20年(2008年)を基準年度としているため。	0	×	本学は2022年度に三大学経営統合を控えており、2022年度には機構としての実施計画を策定し、そこで目標を定めることとしているため、今年度に既存の計画を改定することは見送ったため。 令和4年度に政府の実行計画に基づき北海道国立大学機構として実施計画を策定しております。これに基づき、帯広畜産大学として実施要領を定め太陽光発電設備導入のほか、様々な省エネルギー対策により温室効果ガスの総排出量を基準年(2013年)から2030年度までに51%以上削減することを目標としています。本要領では建物改修時期にあわせた太陽光発電設備の導入を計画しているため、政府実行計画に沿った計画となっております。 いわゆるPPAモデルの導入調査を実施予定であり、その結果を5年後の計画見直しに反映させることとしており、その時点で政府実行計画の実現可否を検討する。
文部科学省	国立大学法人	帯広畜産大学	△	令和3年度までは、帯広畜産大学エネルギー削減計画に基づき令和3年度までに平成27年度を基準としてエネルギー原単位5%以上の削減を目標としていたため。 なお、令和4年に政府の実行計画に基づき、北海道国立大学機構として、実施計画を定めた。	52	×	
文部科学省	国立大学法人	北見工業大学	×	旧計画であり、2022年度に新計画を策定予定であるため	81.6	△	
文部科学省	特殊法人(特殊会社含む)	日本私立学校振興・共済事業団	△	政府実行計画を受けて、私学事業団独自の実行計画の策定を検討中であるため。	0	×	政府実行計画を受けて、私学事業団独自の実行計画の策定を検討中であるため。
文部科学省	特殊法人(特殊会社含む)	放送大学学園(放送大学)	×	(策定予定がない理由) 省エネ法に基づく努力目標の1%削減について毎年確認しているため、改めて策定する予定はない。	0	×	太陽光発電設備の設置場所である屋上の防水の耐用年数との関係から、計画する時期ではないため。
文部科学省	その他の法人	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	△	施設の老朽解消等に伴い、目標値の見直しを行ったことによる。なお、見直し前の基準年度(2014年度)の温室効果ガス総排出量14,079tCO ₂ /年と最新年度の比較を行った場合、対基準年度削減率は51.28%となっている。	141	×	各機関の施設状況、運用形態が異なることため、検討に時間を要している。
文部科学省	その他の法人	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	△	本機構は大量にエネルギーを消費する実験を行っており、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が実験日数により大きく変動するため。	3	△	数値目標を設けていないため
文部科学省	その他の法人	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	△	政府実行計画に基づき検討中	67	×	政府実行計画に基づき検討中
文部科学省	その他の法人	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	△	研究内容により、パソコンや実験機器の稼働が一定していないことや、高性能な機器を導入することにより、消費電力が増加することも見込まれるため。	350.1	×	建物屋上には、空調屋外機等設備機器が設置され、敷地についても南側を開けている空地が少なく確保が困難である。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(11/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「ー」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「-」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
国土交通省	独立行政法人	土木研究所	×	2013年を基準とした基準年度及び目標年度の見直しができていないため。	270	×	今後、政府実行計画の目標値を盛り込んだ計画策定予定のため
国土交通省	独立行政法人	建築研究所	×	弊所の現状の施設では政府実行計画の目標値を達成するのは困難なため。	0	×	太陽光発電設備を導入していないため。
国土交通省	独立行政法人	自動車技術総合機構	○		0	○	現在、令和R3年10月に策定された新たな政府実行計画に基づき策定中であるため。
国土交通省	独立行政法人	海上・港湾・航空技術研究所	×	旧計画時の数値のため。	22.4	×	旧計画で設定していないため。
国土交通省	独立行政法人	海技教育機構	△	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため	ー	×	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため
国土交通省	独立行政法人	航空大学校	×	2022年度内に政府実行計画に準じて策定予定。	0	×	2022年度内に政府実行計画に準じて策定予定。
国土交通省	独立行政法人	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△	当機構の計画(第4次環境行動計画(2018年～2022年度))は、以前の政府実行計画(平成28年5月13日閣議決定)等に準じた内容で策定しているため。したがって、現行の政府実行計画を踏まえた温室効果ガス総排出量の削減目標数値と一致しない。	0	×	当機構の事務所等のうち賃貸借の建物については、賃貸借契約に基づき、当該ビルの建物をビルオーナー(貸主)が管理していることから、借主側の判断で太陽光発電設備を導入することは困難。 また、当機構の事務所等のうち所有する建物については、整備新幹線等の建設現場の近接に建設期間中の数年間に限り建設するものであり、規模も小さく簡易的なものになるため、コスト面等を踏まえると太陽光発電設備を導入することは困難。
国土交通省	独立行政法人	国際観光振興機構	×	(策定予定がない理由) 賃貸物件で目標設定が難しいため。なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。通称グリーン購入法)第7条の規定に則り、当該年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針と推進体制を定めている。	5.5	×	賃貸物件のため、ビル単位行うものでありテナント単位での導入ができない。なお入居している賃貸物件全体で太陽光発電設備を導入済である。
国土交通省	独立行政法人	水資源機構	△	現在、新たな計画について検討を行っています。	ー	×	計画策定期間が古いため
国土交通省	独立行政法人	自動車事故対策機構	○		0	○	
国土交通省	独立行政法人	空港周辺整備機構	×	(策定予定がない理由) 当法人は、賃貸借物件に入居し、個別空調の電気使用量、社用車燃料及びコピー用紙購入費用以外の光熱量は、ビル管理者との契約事項に基づいて管理費として負担しているため、個別の削減目標の設定が困難なため。	ー	×	2008年度以降、計画を策定していないため。
国土交通省	独立行政法人	都市再生機構	△	URでは中期計画期間に合わせて地球温暖化対策実行計画を策定しており、現在、次期中期計画の検討と合わせて、政府実行計画も考慮した新しい地球温暖化対策実行計画を検討中であるため。	約557	△	URでは中期計画期間に合わせて地球温暖化対策実行計画を策定しており、現在、次期中期計画の検討と合わせて、政府実行計画も考慮した新しい地球温暖化対策実行計画を検討中であるため。
国土交通省	独立行政法人	奄美群島振興開発基金	×	2022年度内に政府実行計画の目標値に準じた内容で計画を策定予定。	ー	×	現在、計画の見直しを行っているところ。
国土交通省	独立行政法人	日本高速道路保有・債務返済機構	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当機構の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。	0	×	民間保有ビルに入居しており、太陽光発電設備の導入可否等は、民間会社の判断に準じるため
国土交通省	独立行政法人	住宅金融支援機構	×	2022年度中に実行計画を策定予定。	3.4	×	2022年度中に実行計画を策定予定。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	東日本高速道路株式会社	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は、令和4年5月27日であり、当該実施要領改訂前に策定した当社の計画は、政府計画に準じたものとなっていないため。	59.8	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は、令和4年5月27日であり、政府計画に準じた目標は設定していないため。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	北海道旅客鉄道株式会社	△	新幹線札幌開業や札幌駅再開発事業による排出量増加が見込まれるため。	1400	×	経営状況が厳しく、資金が不足しているため。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(12/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「―」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「―」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
厚生労働省	独立行政法人	地域医療機能推進機構	△	令和3年10月22日閣議決定の政府実行計画策定以前に策定された実行計画のため。	20	×	令和3年10月22日閣議決定の政府実行計画策定以前に策定された実行計画のため。
厚生労働省	独立行政法人	年金積立金管理運用独立行政法人	×	法人で個別に建物を所有しておらず、当該目標を設定することが困難であるため。 (策定予定がない理由)引き続き旧計画に準じた取組みを適切に行っているため。	―	×	法人で個別に建物を所有しておらず、当該目標を設定することが困難であるため。
厚生労働省	独立行政法人	国立がん研究センター	△	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立循環器病研究センター	△	当センターでは2019年の新築移転時に省エネ性能の高い設備機器を導入済みのため、CO2排出量の大幅な削減は困難であり、大阪府の温暖化対策指針にならない計画期間内で対基準年度比3%の削減を目標としている。今後改定された政府実行計画の目標を満たせるかを含めて計画の再検討を予定している。	49.5	×	既に設置可能な部分には導入済ため、現状以上に太陽光発電設備を設置は困難である。
厚生労働省	独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	△	(政府実行計画に準じた目標となっている)	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立国際医療研究センター	△	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立成育医療研究センター	△	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない	0	×	新たな計画はこれから策定予定であり、現時点の計画では政府実行計画の目標に準じていない
厚生労働省	独立行政法人	国立長寿医療研究センター	△	改定された政府実行計画の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中であるため。	0	×	改定された政府実行計画の目標を満たすように、新たな計画の策定に向けて検討中であるため。
厚生労働省	特殊法人(特殊会社含む)	日本年金機構	×	現行計画は、2024年度までの短期目標を策定したものであるため政府実行計画の目標値に準じた内容を記載していないが、長期的には政府実行計画の目標値を達成できるように各省エネ対策に取り組む。	0	△	今年度より導入に向けた検討を始めたところであり、現行計画では具体的な導入数量の目標を定めていないが、今後は政府実行計画に準じた内容で省エネ対策を進めていく予定である。
農林水産省	独立行政法人	農林水産消費安全技術センター	×	法人で環境に配慮した取組事項として、その時々でできる全ての内容を「環境方針、環境目標、環境計画」を策定しおり、また、温室効果ガスは確実に減少しているため。	0	○	―
農林水産省	独立行政法人	家畜改良センター	×	目標を旧計画に基づいた計画値としているため。今後策定する計画に基づき導入を検討。	10	×	目標を旧計画に基づいた計画値としているため。なお、2023年度内に実施計画を策定し、今後の取組を検討。
農林水産省	独立行政法人	農業・食品産業技術総合研究機構	○	―	39.67	○	太陽光発電の導入に関する政府実行計画の達成に向けて、計画的に整備を進めていくこととしている。
農林水産省	独立行政法人	国際農林水産業研究センター	○	―	0	△	構造、設置場所、費用対効果等から、具体的な数値目標の策定が困難なため
農林水産省	独立行政法人	森林研究・整備機構	○	―	5.85	○	―
農林水産省	独立行政法人	水産研究・教育機構	○	―	290	○	―
農林水産省	独立行政法人	農畜産業振興機構	○	―	0	×	民間のビルにテナント入居のため実施が困難
農林水産省	独立行政法人	農業者年金基金	×	当法人の計画(平成29年策定)が、「平成32年度までに10%以上削減することに向けて努める。」と定めているため。	―	×	入居している賃貸ビルが老朽化により、取り壊し等の予定となっているため。
農林水産省	独立行政法人	農林漁業信用基金	×	賃貸物件で目標設定が難しく、当該ビルにおいて省エネ運用の検討や東京都環境確保条例等への対応、二酸化炭素排出量の削減など、ビルによる適切な管理・運営を行っていることから、旧計画の年度を基準としております。	―	×	民間のビルに入居しており、太陽光発電設備の導入は当該ビルが行うことから、目標設定が困難であるため。
農林水産省	特殊法人(特殊会社含む)	日本中央競馬会	△	現在の温室効果ガス排出抑制計画の基準年比40%削減と言う目標値は、外部コンサルタントに調査を依頼し、他企業との比較を徹底的に行い、検討の末に導かれた数値である為。	2329	×	太陽光発電設備は順次増設中であるが、競馬開催に特化した特殊な建築物が多く、目標値の設定が業務形態にそぐわない為。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(13/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「－」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「－」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
経済産業省	独立行政法人	経済産業研究所	×	(策定予定がない理由) 当研究所は2001年の設立時から経済産業本省庁舎内にある一部の施設を国有財産一時使用の承認を受け業務を遂行している。そのため電気等の施設のエネルギー使用については、経済産業本省庁舎で使用する全体の使用量の一部として含まれており、個別の使用量の特定が不可能である。この状況から当研究所の温室効果ガス削減計画については、経済産業本省が策定する温室効果ガス削減計画の一部に含まれているものとの認識に立ち、独自の計画策定は困難であると考えため。	0	×	当研究所は2001年の設立時から経済産業本省庁舎内にある一部の施設を国有財産一時使用の承認を受け業務を遂行している。そのため、独自で太陽光発電設備の設置が困難であるため。
経済産業省	独立行政法人	工業所有権情報・研修館	△	オフィスの移転に伴い、2013年度を基準とする目標は困難なため。	0	×	当館の事務所はいずれも賃貸借契約による賃貸事務所であるため。 2023年度以降の目標策定に向けて準備中のため
経済産業省	独立行政法人	産業技術総合研究所	×	現行の政府実行計画策定前に策定した計画のため	2529	×	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討している状況であるため。
経済産業省	独立行政法人	製品評価技術基盤機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討している状況であるため。	0	×	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討している状況であるため。
経済産業省	独立行政法人	新エネルギー・産業技術総合開発機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容とするよう、弊機構の計画について見直しを検討している状況であるため。	0	×	入居建物がテナントビルのため。
経済産業省	独立行政法人	日本貿易振興機構	○	－	10	○	数値目標は定めていないが、目標の内容は政府実行計画の目標に準ずるものである。
経済産業省	独立行政法人	情報処理推進機構	△	2022年度回答時において、政府実行計画に準じた計画への改定を行うべきであったものの、その認識が無かったところにより、計画に準じていないという回答となっていた。 今後、2023年度中に政府実行計画に準じた計画(2030年度までに2013年度基準で50%削減)に改定したいと考えている。	0	×	弊機構がテナント入居であるためテナント入居であることの制約(建築設備・建物保有していない)ことによるものである。
経済産業省	独立行政法人	エネルギー・金属鉱物資源機構	△	政府実行計画の目標値に準じた内容を、計画に盛り込むことを検討中。	120	×	政府実行計画の目標値に準じた内容を、計画に盛り込むことを検討中。
経済産業省	独立行政法人	中小企業基盤整備機構	△	将来的な事業の状況変化や技術の進展等の可能性を想定し、計画期間については、環境省公表の「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」にて見直しの目安とされている5年に合わせ、2019年度から2023年度までの5年間とした。	0	×	当機構は平成31年3月に令和5年度までの5か年計画として実行計画を策定しており、令和3年10月の政府実行計画の改正(太陽光発電の導入目標の設定)前に策定したものであるため、現計画においては太陽光発電の導入目標は未設定。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画) https://www.smrj.go.jp/doc/org/ghg_2019.pdf
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社商工組合中央金庫	○	－	－	×	太陽光発電設備以外の再エネ活用を検討予定。
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	日本アルコール産業株式会社	△	省エネルギー設備を導入しない生産設備と比較すると、当社の設備は既に使用エネルギーの内50%は再利用エネルギーとなっているため。	0	×	明確な導入時期の目標を設定していないため、目標設定はなしと回答してあるが、遊休地を利用した太陽光発電のフィージビリティスタディは開始している。その結果、現段階では事業としての実現可能性が乏しいと判明したものの、現在も調査は継続している。
経済産業省	特殊法人(特殊会社含む)	株式会社日本貿易保険	×	(策定予定がない理由) 賃貸物件で目標設定が難しいため。	－	×	賃貸物件で目標設定が難しいため

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(14/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「ー」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「-」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
国土交通省	独立行政法人	土木研究所	×	2013年を基準とした基準年度及び目標年度の見直しができているため。	270	×	今後、政府実行計画の目標値を盛り込んだ計画策定予定のため
国土交通省	独立行政法人	建築研究所	×	弊所の現状の施設では政府実行計画の目標値を達成するのは困難なため。	0	×	太陽光発電設備を導入していないため。
国土交通省	独立行政法人	自動車技術総合機構	○		0	○	現在、令和3年10月に策定された新たな政府実行計画に基づき策定中であるため。
国土交通省	独立行政法人	海上・港湾・航空技術研究所	×	旧計画時の数値のため。	22.4	×	旧計画で設定していないため。
国土交通省	独立行政法人	海技教育機構	△	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため	ー	×	策定済みの行動計画に基づいて実施しているため
国土交通省	独立行政法人	航空大学校	×	2022年度内に政府実行計画に準じて策定予定。	0	×	2022年度内に政府実行計画に準じて策定予定。
国土交通省	独立行政法人	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△	当機構の計画(第4次環境行動計画(2018年～2022年度))は、以前の政府実行計画(平成28年5月13日閣議決定)等に準じた内容で策定しているため。したがって、現行の政府実行計画を踏まえた温室効果ガス総排出量の削減目標数値と一致しない。	0	×	当機構の事務所等のうち賃貸借の建物については、賃貸借契約に基づき、当該建物の建物をビルオーナー(貸主)が管理していることから、借主側の判断で太陽光発電設備を導入することは困難。 また、当機構の事務所等のうち所有する建物については、整備新幹線等の建設現場の近接に建設期間中の数年間に限り建設するものであり、規模も小さく簡易的なものになるため、コスト面等を踏まえると太陽光発電設備を導入することは困難。
国土交通省	独立行政法人	国際観光振興機構	×	(策定予定がない理由) 賃貸物件で目標設定が難しいため。なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。通称グリーン購入法)第7条の規定に則り、当該年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針と推進体制を定めている。	5.5	×	賃貸物件のため、ビル単位行うものでありテナント単位での導入ができない。なお入居している賃貸物件全体で太陽光発電設備を導入済である。
国土交通省	独立行政法人	水資源機構	△	現在、新たな計画について検討を行っています。	ー	×	計画策定期間が古いため
国土交通省	独立行政法人	自動車事故対策機構	○		0	○	
国土交通省	独立行政法人	空港周辺整備機構	×	(策定予定がない理由) 当法人は、賃貸借物件に入居し、個別空調の電気使用量、社用車燃料及びコピー用紙購入費用以外の光熱水量は、ビル管理者との契約事項に基づいて管理費として負担しているため、個別の削減目標の設定が困難なため。	ー	×	2008年度以降、計画を策定していないため。
国土交通省	独立行政法人	都市再生機構	△	URでは中期計画期間に合わせて地球温暖化対策実行計画を策定しており、現在、次期中期計画の検討と合わせて、政府実行計画も考慮した新しい地球温暖化対策実行計画を検討中であるため。	約557	△	URでは中期計画期間に合わせて地球温暖化対策実行計画を策定しており、現在、次期中期計画の検討と合わせて、政府実行計画も考慮した新しい地球温暖化対策実行計画を検討中であるため。
国土交通省	独立行政法人	奄美群島振興開発基金	×	2022年度内に政府実行計画の目標値に準じた内容で計画を策定予定。	ー	×	現在、計画の見直しを行っているところ。
国土交通省	独立行政法人	日本高速道路保有・債務返済機構	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当機構の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。	0	×	民間保有ビルに入居しており、太陽光発電設備の導入可否等は、民間会社の判断に準じるため
国土交通省	独立行政法人	住宅金融支援機構	×	2022年度中に実行計画を策定予定。	3.4	×	2022年度中に実行計画を策定予定。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	東日本高速道路株式会社	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は、令和4年5月27日であり、当該実施要領改訂前に策定した当社の計画は、政府計画に準じたものとなっていないため。	59.8	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は、令和4年5月27日であり、政府計画に準じた目標は設定していないため。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	北海道旅客鉄道株式会社	△	新幹線札幌開業や札幌駅再開発事業による排出量増加が見込まれるため。	1400	×	経営状況が厳しく、資金が不足しているため。

法人別 温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等(15/15)

所管省庁	法人種類	法人名	計画策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 上記理由がない場合は今後の策定予定または策定予定がない理由	太陽光発電の設置状況(2021年度実績) 発電容量[kW] ポテンシャルがない場合は「－」	太陽光発電導入目標策定状況	政府実行計画に準じた計画でない理由 (「－」は未回答)
			○:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合 △:計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合していない ×:過去に計画策定後、新たな計画を未策定、計画を全く策定していない			○:策定済みで政府実行計画に整合 △:策定済みで政府実行計画に整合していない ×:太陽光発電の目標が未策定	
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	四国旅客鉄道株式会社	△	現計画では当社より排出される温室効果ガスの削減について、主に列車運行で使用する電力について供給元である電力会社における再生可能エネルギー比率依る部分が大きい状況である。また当社主体となって排出削減を行う規模も限られることから、現在設定している目標値は当社として対応可能な値として設定している。	571	×	当社では、列車運行に係るCO2排出削減を中心に取り組んでいるため、現時点、太陽光発電の導入拡大に向けた具体的な目標は策定していないが、商業施設や事務所等への太陽光パネルの設置については、検討を進めている(例:高松駅ビル)。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	日本貨物鉄道株式会社	×	2022年度中に、全施設を対象とした計画を策定予定	0	×	2022年度中に全施策を対象とした計画の策定と合わせ、太陽光発電導入に関する方針を策定予定。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	東京地下鉄株式会社	△	当社は独自の地球温暖化対策にかかる計画を策定しており、政府の実行計画や国交省主催のカーボンニュートラル加速化検討会の議論内容を踏まえ、今後目標策定や見直し等を検討していく予定。	1373	×	当社は独自の地球温暖化対策にかかる計画を策定しており、政府実行計画や国交省主催のカーボンニュートラル加速化検討会の議論内容を踏まえ、2022年度に政府実行計画に準じた計画に見直す予定。太陽光発電システムについては既に地上駅11駅(計1373kW)に設置済みであり、現時点では新たな計画はないが、今後も新技術を踏まえながら駅改良・改装工事等にあわせて設置拡大を検討していく。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	中日本高速道路株式会社	△	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。	4218	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	西日本高速道路株式会社	△	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。	436	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の見直しを行っているところ。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	首都高速道路株式会社	△	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の精査等を行っているところ。	168	×	政府実行計画の実施要領において、「7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」という項目が新たに盛り込まれた時期は令和4年5月27日であり、当該実施要領改定前に策定した当社の計画は政府計画に準じたものとなっていないが、現在、計画の精査等を行っているところ。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	阪神高速道路株式会社	×	2022年度中に、全施設を対象とした計画を策定予定	0	×	政府実行計画に準じた計画の策定に向けて、現在、内容の精査等を行っているところ。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	本州四国連絡高速道路株式会社	△	現在、計画の見直しを行っているところ。	235	×	現在、計画の見直しを行っているところ。
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	成田国際空港株式会社	△	成田国際空港株式会社は、成田空港の管理運営を行っており、CO2排出量削減の取組については、空港内の関係事業者との調整も踏まえて、R3年3月に、「サステナブルNRT2050」を制定した。 当該計画では、2030年度の中間目標値について、NAAグループが排出するCO2を2015年度比30%削減としている。 空港分野における脱炭素化は、国土交通省航空局において、R3年3月から「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」において、全国的な目標の検討が行われており、成田空港もこうした検討を踏まえて、当社計画の目標の変更を検討していくこととしている。	120	○	
国土交通省	特殊法人(特殊会社含む)	新関西国際空港株式会社	×	現時点で計画策定を行っていないため	－	×	現時点で計画策定を行っていないため
環境省	独立行政法人	国立環境研究所	△	「環境配慮計画(2021～2025年度)」を定め、既に再生可能エネルギー100%電力の調達などの温室効果ガスの削減に取り組んでいるが、2023年度前半において政府実行計画に準じた計画の策定に向けて対応中。	516.1	×	2023年度前半において政府実行計画に準じた計画の策定に向けて対応中。
環境省	独立行政法人	環境再生保全機構	○	2023年3月に計画を改定し、政府実行計画に準じた計画とした。	0	×	機構は民間ビルに入居しており、建築物を所有していないため目標を設定していない。
環境省	特殊法人(特殊会社含む)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	○	－	10	×	PCB処理事業は終盤であり、今後解体撤去に移るため、これから導入することは現実的ではないため。
防衛省	独立行政法人	駐留軍等労働者労務管理機構	×	新たな計画策定時に政府実行計画の目標値に準じた内容に設定する。	0	×	新たな計画策定時に政府実行計画の目標値に準じた内容に設定する。